

## 労働関係法とその適用 状況の理解のために

日教組編

### 「教職員の権利と労働条件」

本書を読んで、私の一番強く受けた感想といえば、「よい組合員はよい教師である」ということであった。たしかに、この確信に満ちた言葉は、日教組に結集している多くの教育労働者たちが日常の生活と仕事を通して、またその絶ゆまざる実践と運動に支えられながら、鍛えあげ精練しあげてきたものだと思う。そして、この言葉のもつ重みと深みとは、彼らの胸中奥深くズッシリときざみこまれ、かつまた日常の諸活動に生かされているに違いない。

さきに発行された『教師の権利』（一九六二年十月、労働旬報社発行）と比較するとき、本書との間に「年輪の深み」を痛感するわけだが、しかし、私には何かしら不調和音を、いかえれば物足りなさが感じられるのどうすることもできないでいる。私も勤務している私立大学で三役としての



それなりの労働活動をしてきている。その意味での体験が全くないわけではない。もっとも、私は労働法の専門的研究者ではないから、本書のような性格のものを吟味するには必らずしも適任だとは思っていない。率直にいえば、労働基準法とその適用状況、判例などの勉強を再度繰返し、とかく忘れがちだった問題状況をいまさら思い知らされたものであった。それはそれなりに、私にとってはよい復習の機会が与えられたと感謝すべきだろう。けれども、そうなのだ。私には、私なりの狭い体験からしても、物足りなさを禁じ得ない。本書にそれを求めるのも、もともと場違いだといわれるかも知れない。というのとは、どういふことか。

私たちは、教育労働者、正しくは教育労働者である。本書で指摘されていることは、教育「賃労働者」として賃労働一般に適用される権利と労働条

## にじみ出る技術 科教師の努力

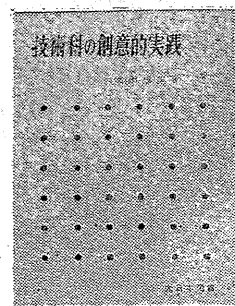
池田 種生編

### 『技術科の創意的実践』

技術、家庭という教科を技術科とよぶときには、そのことばのなかに、「何でも役所の決めたとおりにいく」と思っただけで甘くみくびるなよ」という抵抗の思想があると考えてよい。

数ある教科のなかで、この教科くらいみじめな状態におかれているものはない。「技術科」というのに、文部省はほんきで技術を教える教科と考えているのかどうかさえさだかではない。黙って子どもに何かのしごとをさせておけば自然に好ましい「態度」が養われる、学習指導要領は子どもにさせるしごとをめやすを示したに過ぎない、と考えているのかもしれない。この教科のなかに科学を持ち込むことは、権力者側から極端に嫌われる。もちろんいわゆる主要教科からははみだしているから受験体制のもとでは一顧だにされない。

義務教育のなかで、この教科だけ



が、男女別学を強制されている。男子だけ二クラス五〇名以上も集めての作業など、教師の指導がどれほど優れていても順調にいくはずがない。作業するのに必要な道具も機械も、全く不備である。さらに、この教科の教師の大半は農業専攻出身者で、技術科の主軸となつている工的内容にはくらのがふつうである。文部省は、わずか二週間程の転換訓練でお茶をにごしたに過ぎなかつた。

こういう状況のもとで、悪戦苦闘するまじめな技術科教師の努力が、この本のなかで語られている。これは決して、ことばによらずなよそゆきの実践記録ではない。その意味で、「最初は今何かが何だかわからず、この教科からの逃亡を企てたりした人たちが、どうしてこの教育にとり組んで行ったか、その実践と研究途上の失敗や苦心談を、ありのままに裸になつて記録し

件の問題を焦点に据えている。それが、  
働らく私たちにとっての基本的権利の  
問題だということを私は否定するわけ  
では決していない。だが「教育」賃労働  
者としての教育の仕事（教育労働）と  
の関連は、本書からどのように読みと  
れるというのだろうか。こういうと、

きつと反論を受けることだろう。で  
も、言わして欲しい。教育労働者の勞  
働基本権といわゆる「教育権」とは、  
一体どういう関連構造をもっている  
のか。言葉をかえていうならば、  
教育労働者の労働条件は、とりも直さ  
ず働らく子どもたちの「教育を受ける  
権利」を実質的に保障する教育条件だ  
といわれているように思えるが、それ  
は、どういう意味でそうなのであるの  
か。

私が「よい組合員はよい教師であ  
る」という言葉に強い感銘を受けなが  
らも、なおかつその言葉の内実・その  
相関関係をどうみるかについて疑念を  
さしはさまないわけにはいかないの  
は、この点にかかわっているのでは  
ある。教育労働者としての労働基本権を  
主張し自ら擁護・確立するものは、そ  
の教育の仕事（内容と方法の総体）に  
おいても、当然にそれに見あったもの  
でなければならぬ。教育労働者の勞  
働条件が教育条件だといった把握も、  
それなりにもっとチミツになされねば  
ならないのではないか。もとより本書

にそれを期待するのは無理なのかも知  
れない。いまは、なお教育労働者の勞  
働者性に、その権利と労働条件の問題  
に焦点がおかれねばならないというの  
が実態であり、それが基本的な権利問  
題であるだけにいくら強調しても強調  
しきれないことだというのだろうか。

だが、これまでも教研型と組合型と  
いった悲しむべき図式化が底流にひそ  
み、それだけに両者の統一が強調され  
てきたことも事実なのである。そうし  
た苦い経験をふまえて、その克服と理  
論化とがそろそろ努力されてしかるべ  
きではなかったのか。私が物足りなさ  
といったのも、実は、この点にかかわ  
っているというのだ。本書についてい  
えば、例えば「教育権」の理論が労働  
法的視角から再構成されているのな  
ら、それなりに、一つの視角が貫徹し  
ているだろうに、まだそれが成功して  
いると思えないとい  
かえたほうがいいよ  
うにも思う。そうでな  
ければ、労働法研究者と  
教育研究者との交流と  
協業が、そしてそのこ  
とを通して両者の統一  
的な理論化が望まれるといいかえるべ  
きなのだろうか。

（日教組発行、新書判三〇頁・一六〇円）  
（工学院大学助教授 大田さとし）

# 本

たものを本にしたら、これから手をつ  
けようという人々には、身近なもの  
としてうけとってもらえるし、すでに  
実践している人にも、生きた参考とな  
るのではなからうか」という編者のね  
らいは成功している。

執筆者の多くは、職業、家庭科時代  
からこの教科を担当し、現在では民間  
教育研究団体の技術科研究の第一線に  
立っている人々である。ここには、あ  
るときには生徒に笑われ、周囲の無理  
解に悩み、自己の無力感からこの教科  
からの逃避を考えた人々が、自転車  
屋に通い、木工場に習いにゆき、仲間  
同志の講習会をひらき、ある者は夜間  
の大学に通って、文部省の与えてくれ  
なかつた内容を学びとり、それを教室  
に生かすまでの、失敗談、苦心談が語  
られている。そこから生れた、「創意  
の実践」が、設計・製図（小川茂）、

木材加工（佐藤禎一）、  
金属加工（岡喜三）、  
機械（村田照治、池上  
正道）裁縫ミシン（植  
村千枝）、電気学習  
（向山玉雄）、家庭電  
気（小松秀子）栽培学  
習（千川輝雄）総合実習（工的内容）  
横沢俊雄、農業Ⅱ草山貞胤）に分けて  
記録されている。この実践記録の多く  
は、学習指導要領や検定教科書のしめ  
つけをこえ、内容的に極めて科学的で

あり、指導方法も創意に満ちており、  
子どもたちの活動もいきいきしてい  
る。

しかし、一、二の例を除くと、教師  
の仲間同志あるいはサークルでの研究  
についての報告が少いが、これは筆者  
たちの協同研究の弱さと受けとってよ  
いのだろうか。

また、技術科についての理論的追求  
の弱さ（個々の実践では克服されてい  
る面もある）がみえるのは、本書の趣  
旨からして当然なのかもしれないが、  
ある意味では執筆者らの所属する産教  
連の弱点を露呈しているといえるので  
はなからうか。たとえば、木工などに  
散見する安全管理の問題などはことの  
重要さからみてもっと追求してほしか  
った。

この面については、原正敏編『技術  
科の災害と安全管理』（明治図書刊）  
などが本書の弱点を補うことができる  
であろう。  
ともあれ、この教師の苦闘と創意の  
記録をまとめられた、往年の教育ジャ  
ーナリスト池田種生氏の労を多とせね  
ばならない。

（大日本図書刊 八八〇円）  
（佐々木 亨）